

第7回 鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会 議事録（概要）

日時 平成24年9月28日（金）10時～12時00分

場所 鎌倉市役所 第4分庁舎 822会議室

出席 深野会長、亀山副会長、大道委員、保坂委員、奴田委員、波多辺委員、牧田委員、梅澤委員
＜事務局＞

環境部 石井部長、松永次長、小池次長、
資源循環課 谷川担当課長、小澤担当課長、瀬谷課長補佐
佐藤担当係長、安倍主事、片桐職員
環境施設課 小柳出課長
環境センター 川村担当課長、遠藤担当課長、奥田担当係長
ごみ減量・資源化推進担当 松井担当主査

9月定例議会本議会において「鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例」の改正が可決され、本審議会に議会選出の委員は置かないこととなったため、飯野委員は本審議会委員から外れることになり、委員は9名となりました。

傍聴者 4名

議題 1 事業系ごみ処理手数料について
2 家庭系ごみの有料化について
3 鎌倉市一般廃棄物ごみ処理基本計画（中間見直し）の再構築について

報告事項 1 事業所における資源物分別の徹底について
2 建設業に係る木くずの受入れ停止について

議題 1 事業系ごみ処理手数料について

深野会長： 資料1-1、1-2について説明していただきました。資料1-1は前回までの審議での22円から21円を提示したという各種説明があり、これについては今回の議論で終息をしたいと考えております。資料1-2では少量排出事業者の件について、アンケートの結果が出てきたということで慎重に議論を進めたいと思います。資料1-1については決めを行いまして、資料1-2については議論したいと思います。

まず資料1-1の手数料について議論に入りますが、前回は22円ということで端数を切り上げていたものを、今回は切り下げて21円となっています。少しの額ですが多量になれば相当な影響があると考えます。他市の例で藤沢市が20円ということで、同額ですと持っていくやすいところへ入ってしまうことも考えられますので、近隣市の状況も踏まえなくてはならないと思います。ただ資料1-1の八王子市や町田市が25円とあるように東京都のほうが高いという感想があります。ご意見いかがでしょうか。

大道委員： この金額をみると藤沢市や茅ヶ崎市の近隣と同等で根拠もしっかりしていると思うので、妥当な金額だと考えます。

梅澤委員： 説明もあったように、他市流入を防ぐべきだと思います。

深野会長： 他市との均衡という点と根拠がしっかりしているという意見をいただきました。他に
ご意見ございますか。

波多辺委員： 前は高いと反対しておりましたが、案で 21 円にさせていただいて、この程度で仕方がないのではないかと感じております。藤沢市は平成 19 年度に 20 円にっていて、10 円台のところは逗子市を除いて今後改定していくのではないかと思います。最近では茅ヶ崎市が平成 20 年度に 20 円に、平塚市が平成 22 年度に改定されています。そうすると事業者への負担は避けたいところですが、平成 24 年現在でこれまで改定していない鎌倉市が 21 円とするのは、やむを得ないのかなと思います。

深野会長： 3 名の委員から 21 円という金額は妥当ではないかという意見が出ましたが、審議会としてはこの金額で了承ということによいでしょうか。

全 員： はい。

牧田委員： 質問ですが、消費税はどうなるのでしょうか。

谷川担当課長： この金額に重量を掛けたのみの金額が手数料になります。

深野会長： 資料 1－1 については審議会としては了解ということになりました。資料 1－2 については少量排出事業者に関わることですが、次回に事務局から具体的な案を示していただくということで、案の前段のアンケートの結果の提示がありました。ご意見はございますか。

奴田委員： 直接関係ないかもしれませんが、事業系として出るごみの方が少ないような商店などへは、家庭系ごみと事業系ごみの線引きをわかりやすくしっかりと説明してもらわないと、非常に戸惑いがあり混乱すると思います。

家庭から出たものと事業から出たものを一緒にして 20 リットルまでとするのか、別々に出すのか確認させてください。

深野会長： 住居と店舗が一緒の建物であっても、家庭からのごみと事業からのごみと分けて出すということが基本理念かと思いますが、事務局いかがでしょうか。

谷川担当課長： 店舗と併用の場合は、生活に伴って生じたものは家庭系ごみ、事業活動に伴って生じたものは事業系ごみという考え方が廃棄物処理法の原則になります。事業活動に伴って排出されるごみが少ない事業者の救済措置として、少量排出事業者を定義して、事業系ごみとして袋を分けて排出していただいたものを、市の方が戸別に収集するということをご審議いただいているところで、家庭系ごみと事業系ごみ扱いが異なることについては廃棄物処理法の中での原則ということでご理解いただきたいと思います。

奴田委員： 事業系のごみが少ししか出ない事業者は大勢います。理解が得られるように、わかりやすく丁寧に説明をしていってもらいたいと思います。

大道委員： 家庭系ごみと事業系ごみの基本理念ははっきりしているが、色々なバリエーションが考えられます。事業系ごみと家庭系ごみを一緒にしていいという訳ではない。少量しか排出しない事業者への配慮を細かく検討してもらいたいと思いました。

深野会長： 7,000 事業者のうち今まで許可業者と契約しているのは 2,000 事業者で、残りの 5,000 事業者は自己搬入しているかクリーンステーションに出しているという現状がある中で、5,000 事業者の部分はどうするのが課題だと思います。

保坂委員： 少量しかごみが出ない事業者は、事業系ごみとわかっていてクリーンステーションに

出している訳ではなく、少ないから出してもいいと思っている節があるかもしれないとも感じました。

深野会長： 事業者の方の理解と法令に基づく考え方にずれが生じているのではないかとのご指摘でした。平成 14 年度までは市で収集をされていて、平成 15 年度から事業系は許可業者が収集するようになってから 10 年ほどですので、まだ経過途中ではないかと思います。事業系か家庭系かと分けるのは、オフィスなど場所がはっきりとわかっていれば分けやすいですが、住居と店舗が同じ場合はある程度グレーゾーンは出てくると思います。後は量の問題で決めることが必要かなと思います。

波多辺委員： 現実として燃やすごみは少ないけど、許可業者に収集委託している事業者もある。一方で 5,000 社はグレーになっています。その両者の落とし所をきちんと議論していかないとうまく運営できないのではないかと思います。他市の事例で、業種で分けるなどうまくいっているところがあれば、調べて検討していく必要があるのではないかと思います。事業系のごみが少ない事業者はたくさんいるはずだと思います。

深野会長： もう少し近隣だけでなく他の都市部の例などもお調べいただきたいと思います。

谷川担当課長： ご意見を踏まえて、他都市などの事例があればご提示させていただきます。現在の時点では、戸別収集を実施している藤沢市での袋出しの方法や最近では逗子市が事業系ごみの排出規定などを定めていることなどを聞いております。

深野会長： 分別に関係して、法律を単純に解釈するとお弁当のプラスチックも産廃となる訳ですが、実際の自治体の中では合理的で現実的な運用ということで回収をしているという例もあります。他都市の例で、法律の基本理念と現実をどう対応しているのか色々な例を参考にしたいので収集をお願いします。

亀山委員： アンケートの回収率は 73.5%と悪くない数字だと思うのですが、対象事業者数が少ないこともあり、1 社で割合も変わりますし、自由記述の部分も貴重な意見が多いので、未回答の 9 社に可能な範囲で回答をしてもらった方がよいと思います。

深野会長： 34 社中 9 社ということですので、未回答のところへはもう一度連絡していただけますか。

安倍主事： 実際にはほとんど事業系ごみを収集していない許可業者もありますが、もう一度連絡してみます。

深野会長： 一般廃棄物収集運搬の許可の申請状況はいかがですか。

谷川担当課長： 今年は新規 1 件廃業 1 件です。あとは 2 年に 1 度の更新でほぼ決まった業者が多数です。

深野会長： 許可条件を満たしていれば許可が下りるのですか。あまり認めていない市もありますが、鎌倉市はどうですか。

谷川担当課長： 許可条件を満たしていれば許可しています。制限はしていません。

深野会長： ご意見ございませんでしょうか。なければ次回また議論していきます。

議題 2 家庭系ごみの有料化について

深野会長： 資料 2 について説明していただきました。1 点目は免除対象者と免除品目、2 点目はボランティア清掃ごみの取扱いについてです。ご意見ををお願いします。

奴田委員： 週に 1 回地域の清掃をしておりますが、ほとんどがお弁当のプラスチックなどが多く、

今は持ち帰ってクリーンステーションに出しています。戸別収集になった場合、まち美化で集めたごみをどこに出すことになりますか。

谷川担当課長： 家の前を清掃して集めたものについては、戸別収集を実施している他市と同様に、戸別収集品目についてはボランティアごみと明記し、家の前に出していただければ無料で回収することを考えています。多量に出た場合は、どのように出していただくかで今後検討していかなければならないと考えております。

深野会長： 少ない量であれば一般的な袋に入れてボランティアごみと書いて出せばよいということで、多量の場合は別途方法を考えるということかと思います。

免除対象者と免除品目についてはいかがでしょうか。おむつについては、排出時に減らせるものでもないのではやむを得ないのではないかと思います。

大道委員： 免除対象者の方々に有料袋以外の袋で出してもらおうのでしょうか。それとも有料袋を配付するのでしょうか。

谷川担当課長： 他市の事例では、世帯人数に応じて袋を配付しておりますので、本市も同様に考えております。普通の袋で出した場合、免除対象者の世帯であるとわかってしまうことへの配慮も必要となり有料袋を配付する方法がよいと考えます。

牧田委員： 免除対象者が他市と比較してない部分があるのですが、考えないということでしょうか。老齢福祉年金を受けている方は考えないということでしょうか。

谷川担当課長： 老齢福祉年金というのは、1961年に国民年金が発足当時に高齢者であった国民年金を受けられない方への年金制度で、現在96歳以上の方が受給されています。武蔵野市のみが免除対象者となっています。本市では高齢者ということでの免除ではなく、生活保護など生活に困窮している方を免除対象者とするように考えております。

牧田委員： 金銭的な部分もちろんあるかと思いますが、鎌倉市は一人世帯の高齢者も多いと聞いていますので、免除対象者というわけではないですが、指定袋の購入などに関して高齢者の配慮を別途考えていただけるとよいかと思います。

深野会長： 収集や袋の購入に関して高齢者向けの施策を考えていただきたいというご意見かと思いますが、今の高齢者対策は具体的にはどのような施策があるのでしょうか。

小澤担当課長： 高齢者に対する現行の施策をご紹介しますと、声かけふれあい収集がございます。日々のごみの排出に支障のある高齢者及び身体障害者の方を対象に、週に1度、市の職員が戸別に訪問しごみや資源物を収集するとともに、安否確認を行う制度です。平成14年2月から開始し、延べ1,200名以上の方にご利用いただいております。

深野会長： 高齢者が袋を購入することに関して、配慮などは考えていますか。

谷川担当課長： 現段階では検討まで至っておりませんが、考えていく必要はあるかと思います。

深野会長： 他にはご意見ご質問よろしいでしょうか。ボランティア清掃ごみについては、実施に際してボランティア精神を損なわないように、あるいは効率的な収集体制が図られるように運用面から色々なバリエーションでの対応を審議会としてはお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。それでは、免除対象者と免除品目、ボランティア清掃ごみの取扱いについて、この案でよろしいでしょうか。

全 員： はい。

深野会長： ではこの案で審議会として了承したいと思います。

議題3 鎌倉市一般廃棄物ごみ処理基本計画（中間見直し）の再構築について

深野会長： 資料3-1のアクションプログラムの途中経過をご報告いただきました。資料3-2ごみ処理基本計画の再構築の位置づけですが、中間年度が平成25年度ということで、議会の答弁で平成24年度中に見直しを行って、平成25年度に再構築の計画をするとしており、環境部としては平成24年度末までに再構築の結論を得たいと考えているとのこととです。

当審議会では4項目の諮問をいただいて、今までは答申を平成24年12月としていましたが、戸別収集のモデル地区が10月から実施して3か月ほど評価の期間がかかるだろうということと、施策の実施時期について様々な意見も出ておりますので、答申を平成25年2月頃にとのお話でした。もう一つは、資料3-3で、進行状況について、ごみ焼却量は平成23年度では目標に対して453t減となっていました、平成24年8月現在では前年度と比較して約300t増加してしまっているとのこととです。中小規模事業所の生ごみ資源化については施設の関係で平成28年度以降となるとのこととです。方向性としては、施策それぞれの実効性、継続性、評価検証を踏まえて、平成25年度から平成27年度の計画を検討したいとのこととです。対象とする事業で工程修正を要するものは、重点項目4の中小規模事業所の生ごみの資源化は平成28年度以降になってしまうのと、重点項目7と8は実施時期について工程の修正を再構築のなかで図っていくということとです。

達成状況の評価し見直しをする施策としては、生ごみ処理機の普及が計画に比べて進捗状況がよくないことから評価をして見直しを図っていく必要があるということとです。さらに、ごみ焼却量削減のための補完的施策を加えるとのこととです。重点項目4中小規模事業所における生ごみ資源化は積替施設の関係で稼働は平成28年度以降になるという解釈でよろしいでしょうか。

小池次長： 当初は平成27年度から資源化を開始する予定でした。この施策は積替施設が必要になりますので、平成26年度に積替施設を設置するとしていました。用地について全庁的に探しましたが見つからず、現在は今泉クリーンセンターを候補としています。今泉クリーンセンターが平成26年度末で焼却を停止した後に、積替施設を設置するということになります。これから地元との皆様との協議もあり不確定要素もありますが、当初の予定より1年間遅らせることになります。

深野会長： 重点項目7と8についても一度簡単に説明をよろしいですか。

松井担当主査： これまでの審議の中で平成23年12月26日の審議会では、家庭系ごみの戸別収集・有料化と事業系ごみ処理手数料の改定も併せて同じ時期にすべきであるとの意見がありました。また平成24年1月23日の審議会においては、戸別収集と有料化は同時に行った方が市民に混乱がないのではないか、事業系ごみ処理手数料の改定は家庭系ごみの有料化と同時実施でないと市民の理解を得られないのではないかとの意見がありました。また、モデル事業を20,000世帯実施し、戸別収集の良さを理解してもらった後で有料化すべきではないかのご意見がありました。一方で、有料化の後で戸別収集の全市実施をした方が、周知が図られるのではないかとの意見がありました。この時点では、家庭系ごみの有料化や事業系ごみ処理手数料の改定は審議会で議論を整理すべきとのことと、戸別収集のモデル地区の検証をしてからということとで終わっておりました。

その後、戸別収集のモデル地区が 20,000 世帯から約 3,500 世帯へ大きく縮小し、また今泉クリーンセンターの焼却停止が平成 27 年度末であったものが、平成 26 年度末になっております。また、審議の中で、戸別収集の実施により事業系ごみを家庭系ごみに混在させてクリーンステーションに出せなくなることから、少量排出事業所専用有料指定袋の収集事業を実施することで審議がまとまりつつあります。つまり、戸別収集の全市実施と少量排出事業所の収集体制は同時に実施する必要が出てきました。さらに、少量排出事業所の指定袋の金額については、事業系ごみ処理手数料の改定と時期的に整合させるべきであり、事業者周知と少量排出事業所の指定袋の販売などの観点からも、全て同時期に実施することが望ましいという議論の進捗になっております。

深野会長： 重点項目 4 については、平成 27 年度を平成 28 年度以降に、重点項目 7、8 については同時期に実施するというので、この時期については平成 26 年 4 月ということでしょうか。

小池次長： 今のところ有料化は平成 26 年 4 月、戸別収集全市実施については平成 25 年 10 月と計画はなっておりますので、実施時期については同時期の方がよいという前提の中で、次回以降にスケジュールを提示したいと思います。

深野会長： 事務局からは、実施時期についてもう一度ご提案があるので、その案に基づいて議論していただきたいとの説明でした。

奴田委員： 家庭系ごみと事業系ごみを両方扱っているところが混乱するだろうから、ぜひ全市実施と有料化、事業系ごみ手数料の改定は一緒にやってもらいたい。

牧田委員： 少量排出事業者は事前登録といったことも前回出たかと思うのですが、5,000 事業所へ周知の期間や事前登録をしてもらうオペレーションをうまく考えていただいて、実施時期もそれに合わせて検討していただきたい。

深野会長： 施策の整合性と周知徹底についても考慮していただきたいと思います。

もう一つ、生ごみ処理機の普及についてご意見・ご質問はいかがでしょうか。

奴田委員： 説明会に市の職員に来てもらいましたが、みなさんに全く興味を持ってもらえなかったし、その後話題にならなかったということがありました。

亀山委員： 鎌倉市は生ごみ処理機の助成に積極的だという印象を持っているのですが、平成 21 年度からある程度普及は進んでいて、ここ 3 年間どれだけ減ったのか統計はありますか。今からさらにごみの総量を減らしていこうとする中で組成調査をして、何がまだ多くを占めているのか把握しておかないと、どの部分に絞って減らしていかなくてはいけなしか見えないのではと思います。

小池次長： 本市では 2 年に 1 度組成調査を実施しており、平成 21 年度の厨芥類の割合は約 48%、平成 23 年度は約 45%となっています。生ごみ処理機の普及については、当初の目標台数と実際の普及台数が乖離していますので、実現性を見直す必要があるということで今回提示いたしました。

亀山委員： 毎年 4～500 台が普及しても減量に寄与しなかったということですか。

小池次長： 生ごみ処理機の普及について焼却削減量の推計値を算出するには、1 台あたり 1 日 533 g を削減しているとしております。一方、やはり使用の中止や買換えの方もいることを考慮し、毎年度 615 台は使用しなくなるという考えで推計しております。よって、615 台以上普及しないと生ごみの削減が図れないということになります。再構築にあた

っては、次回に具体的な数値をお示ししたいと思います。

深野会長： 組成調査は2年おきということで今年度は実施を予定してないということですが、再構築に当たって組成を踏まえた上での対策の方が理論的に裏付けになりますので、定期的に可能であればぜひお願いしたいと思います。

谷川担当課長： 今年度は組成調査の予定がなかったのですが、戸別収集モデル地区の検証のために戸別収集の実施前と実施後の組成調査を予定しておりますので、参考にできるかと思います。

深野会長： 再構築については、今回の意見を踏まえて次回以降、事務局案を提示していただきまして議論したいと思いますよろしくお願いします。

全 員： はい。

報告事項1 事業所における資源物分別の徹底について

報告事項2 建設業に係る木くずの受入れ停止について

深野会長： ご説明にあったとおり関係機関への周知は重要かと思いますのでお願いしたいと思います。報告事項1、2についてご意見ご質問等ありますか。

全 員： 特にありません。

その他

次回、第8回の審議会は平成24年11月中旬から下旬に開催予定。